

◎新潟県告示第958号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

平成30年9月7日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
20リットル	N01172921	1	村上市緑町1丁目7-17 株式会社ムラネン 村上給油所